

S A I T A M A社会貢献プロジェクト実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内企業・団体のC S R・社会貢献活動を埼玉県（以下「県」という。）がホームページに掲載し、表彰等を行うことで、県内企業・団体のC S R・社会貢献活動への関心や意欲を高め、活動の充実を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県内企業・団体

埼玉県内に本社、支社、支店、事業所を有する企業・団体をいう。ただし、社会貢献活動を主たる目的とする団体（自治会、N P O法人など）は除く。

(2) 掲載企業・団体

S A I T A M A社会貢献プロジェクトのホームページに掲載された企業・団体をいう。

(ホームページ掲載申込要件)

第3条 県内企業・団体であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものは、S A I T A M A社会貢献プロジェクト ホームページ掲載に申込をすることができる。

(1) C S R・社会貢献活動や地域課題の解決に資する活動を行っていること

(2) 過去3年以内に重大な法令違反がないこと

(3) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされていないこと

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）でないこと

(5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令違反又は公序良俗に反する行為がないこと

(掲載の申込)

第4条 前条の掲載への申込は、S A I T A M A社会貢献プロジェクト ホームページ掲載申込書（様式第1号）に、C S R・社会貢献活動情報記入様式（様式第2号）を添付して行うものとする。

2 希望する企業・団体は、前項に加え、次に掲げる画像等を添付して申込むこと

ができる。

- (1) 企業・団体のロゴマークなどのアイキャッチ画像
- (2) 企業・団体の建物外観やイメージキャラクターなど、企業・団体を象徴する画像
- (3) C S R・社会貢献活動情報記入様式（様式第2号）の6でメッセージをいただく方の画像
- (4) C S R・社会貢献活動の様子が分かる画像

（掲載の実施）

第5条 県は、前条の規定による申込があった場合には、ホームページに掲載を行うものとする。ただし、以下に該当する場合は、掲載を行わない。

- (1) 第3条に該当しない場合
- (2) その他県が適当でないと認められる場合

（表彰の実施）

第6条 表彰対象は、当該年度に表彰審査申出書（様式第5号）の提出があった掲載企業・団体の中から、県が選出する。

（ロゴマークの使用）

第7条 掲載企業・団体は、県が定めるロゴマークを使用することができる。

- 2 掲載企業・団体が前項に規定するロゴマークを使用する場合は、県が別に定める使用規程を遵守するものとする。

（掲載情報の変更及び追加）

第8条 掲載企業・団体は、ホームページの掲載情報に変更があったとき及び掲載情報を追加するときには、速やかに、S A I T A M A社会貢献プロジェクト ホームページ掲載情報変更届（様式第3号）を県に提出する。

（掲載の取下げ）

第9条 掲載企業・団体は、掲載の取下げをしようとするときは、S A I T A M A社会貢献プロジェクト ホームページ掲載取下げ願（様式第4号）を県に提出する。

（掲載の時期）

第10条 県は、原則として毎月末までに掲載の申込、掲載情報の追加があったものについては、翌月中旬頃に県ホームページに掲載するものとする。ただし、変更や取消しについては適宜行う。

(掲載の取消し)

第11条 知事は、掲載企業・団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、掲載を取り消すものとする。

- (1) 第3条に該当しなくなった場合
- (2) 虚偽又は不正の事実に基づいて掲載申込をした場合
- (3) 企業・団体としての活動実態がないと判断される場合
- (4) 掲載企業・団体との間で、電話、Eメール、手紙等による連絡がとれなくなり、1年を越えた場合
- (5) 第9条の規定により掲載の取下げ願が提出された場合
- (6) その他知事が掲載の取消しをすることが適当と認めた場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合、当該取消しを受けた県内企業・団体に対し、速やかに理由を付してその旨を書面で通知するものとする。

(事務の所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、埼玉県県民生活部共助社会づくり課において所掌する。

(補則)

第13条 この要綱に規定するもののほか、SAITAMA社会貢献プロジェクトの実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月16日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する